

樽前放牧場の位置及び面積の変更について

本市では、市有樽前放牧場の面積の変更に伴い、位置及び面積の表示について、下記のとおり見直しを図ることとしました。

そのため、牧野法第3条に基づき、別添のとおり「苫小牧市牧野管理規程」の変更案を公示します。

この変更案に対して、牧野の利用者、その他利害関係のある方で不服のある方は、公示期間満了後20日以内に、市に対して異議を申し出ることができます。

記

○見直し内容

放牧場の位置及び面積を変更

- ・位置については、分筆前の地番を分筆された現在の地番に修正します。
- ・面積については、山林等を含んだ現在の面積を、実際に放牧場及び採草地として利用している面積に改めます。

※いずれの変更も、今後の放牧場の利用に影響を与えるものではありません。

○公示文書 別添のとおり

○公示期間

平成24年1月12日～平成24年1月21日

○異議申出期間

平成24年1月22日～平成24年2月10日

苫小牧市公示第11号

苫小牧市牧野管理規程の変更案の公示について

牧野法第3条第6項において準用する同条第2項の規定により、苫小牧市牧野管理規程の変更案を別紙のとおり公示する。

なお、当該牧野の利用者その他利害関係のあるものでこの変更案に不服のあるものは、平成24年2月10日までに、異議を申し出ることができる。

平成24年1月12日

苫小牧市長 岩倉博文

苫小牧市牧野管理規程の一部改正について

苫小牧市牧野管理規程（昭和 42 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中 「苫小牧市字樽前
4 2 1 番」 を 「苫小牧市字樽前
4 2 1 番 1」 に、

「ヘクタール
2 9 8 . 3」 を 「ヘクタール
9 4 . 3」 に改める。

第 3 条の見出し中「(牧区等)」を「(牧区)」に改め、同条中「牧区及び野草地に」を「牧区を」に改め、同条第 1 号中「及び野草地」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

樽前放牧場の位置及び面積を変更するため、関係規定を整備する。

位置については、分筆前の地番を分筆された現在の地番に修正するものである。

また、面積については、野草地を含んだ現在の面積を、実際に放牧場及び採草地として利用している面積に改めるものであり、今後の放牧場利用に影響を与えるものではない。